

平成30年度税制改正～所得税～

特定支出控除の見直し

平成30年度税制改正により特定支出控除の見直しが行われました。その改正内容についてお知らせいたします。

特定支出控除

特定支出控除について、次の見直しを行う。

- イ 特定支出の範囲に、職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるものを加える。
- ロ 特定支出の範囲に含まれている単身赴任者の帰宅旅費について、1月に4往復を超えた旅行に係る帰宅旅費を対象外とする制限を撤廃するとともに、帰宅のために通常要する自動車を使用することにより支出する燃料費及び有料道路の料金の額を加える。

特定支出控除とは・・・

給与所得者が次の1から6の特定支出をした場合、その年の特定支出の額の合計額が、下記の表の区分に応じそれぞれ「特定支出控除額の適用判定の基準となる金額」を超えるときは、確定申告によりその超える部分の金額を給与所得控除後の所得金額から差し引くことができる制度です。

(平成28年分～)

特定支出控除額の適用判定の基準となる金額・・・

その年中の給与所得控除額×1/2

(平成25年分から平成27年分)

特定支出控除額の適用判定の基準となる金額

- 1, 500万円以下・・・ その年中の給与所得控除額×1/2
- 1, 500万円超・・・ 125万円

特定支出とは、給与所得者が支出する次に掲げる支出のうち一定のものです。

- 1 一般の通勤者として通常必要であると認められる通勤のための支出(通勤費)
- 2 転勤に伴う転居のために通常必要であると認められる支出(転居費)
- 3 職務に直接必要な技術や知識を得ることを目的として研修を受けるための支出(研修費)
- 4 職務に直接必要な資格を取得するための支出(資格取得費)

※平成25年分以後は、弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費も特定支出の対象となります。

- 5 単身赴任などの場合で、その者の勤務地又は居所と自宅の間の旅行のために通常必要な支出(帰宅旅費)
- 6 次に掲げる支出(その支出の額の合計額が65万円を超える場合には、65万円までの支出に限ります。)で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者より証明がされたもの(勤務必要経費)

- (1) 書籍、定期刊行物その他の図書で職務に関連するものを購入するための費用(図書費)
- (2) 制服、事務服、作業服その他の勤務場所において着用することが必要とされる衣服を購入するための費用(衣服費)
- (3) 交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為のための支出(交際費等)

※6の支出については、平成25年分以後、特定支出の対象となります。

なお、これらの六つの特定支出は、いずれも給与の支払者が証明したものに限られます。

また、給与の支払者から補填される部分があり、かつ、その補填される部分に所得税が課税されていないときは、その補填される部分及び教育訓練給付金、母子(父子)家庭自立支援教育訓練給付金が支給される部分がある場合における当該支給される部分は特定支出から除かれます。

この特定支出控除を受けるためには、確定申告を行う必要があります。

その際、特定支出に関する明細書及び、給与の支払者の証明書を申告書に添付するとともに、搭乗・乗車・乗船に関する証明書や支出した金額を証する書類を申告書に添付又は申告書を提出する際に提示してください。なお、以上の書類のほか給与所得の源泉徴収票も申告書に添付してください。

<適用時期>

この改正は、平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用されます。